

工事成績評定要領

制定 昭和57年4月1日
最終改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、福井県の所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって良質な工事の施工を確保するため、受注者の適正な選定および優良な建設事業者の育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、工事検査規程により検査を行うとされている工事とする。ただし、1件の請負金額が500万円未満の工事および工事検査課長が評定の必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 第3条の評定を行う者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第一次評定者 工事監督職員、複数監督職員の場合は主任監督職員
- (2) 第二次評定者 本庁においては工事監督担当の主任等発注機関においては次長、担当課長およびグループリーダー等、その他かいの長の指定する職員
- (3) 第三次評定者 中間検査職員および完成検査職員

(現場の実態把握)

第5条 第一次評定者および第二次評定者等、請負工事の監督をする立場にある職員は、所掌する工事について、努めて現場の巡視を行い、粗漏な工事を未然に防止するため常に適切な指導と助言を行うとともに、工事成績の評定資料となる諸要素の把握に努めなければならない。

(評定の方法)

第6条 評定は、別に定める「工事成績採点基準」により、監督または検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して、適確かつ公正に行うものとする。

2. 評定結果は、工事成績評定表（様式1-甲、以下「評定表」という。）、中間検査工事成績評定表（様式1-乙、以下「中間検査評定表」という。）、工事契約概要および

び成績評定書（様式2、以下「工事検査カード」という。）に記録するものとする。

（評定の時期）

第7条 評定を行う時期は、第一次評定者および第二次評定者は工事が完成したとき、第三次評定者は検査を実施したときとする。ただし、中間検査の評定実施については工事検査課長がこれを定める。

（評定表等の提出）

第8条 第一次評定者および第二次評定者は、評定完了後、速やかに当該工事の完成検査の第三次評定者に、評定表を提出するものとする。

2. 中間検査の第三次評定者は、検査完了後中間検査評定表を、評定を行わない中間検査にあつてはその内容を工事検査課長（発注機関にあつては、検査命令者、以下本条に同じ。）に提出するものとする。

3. 完成検査の第三次評定者は、第1項により提出された評定表に、前項により提出された中間検査評定表の評定点、完成検査の評定点および総評点を記入し、工事検査カードに総評点を転記のうえ、工事検査課長に提出するものとする。

（成績評定結果の通知）

第9条 工事検査課長は、完成検査で検査結果を確認した後に、項目別内訳表（様式3）、項目別内訳表の根拠（様式4）および評定表の写しを発注機関の長に通知するものとする。

2. 発注機関の長は、工事成績評定通知書（様式5）により総評点を当該工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求の提出）

第10条 前条第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定説明請求書（様式6）により発注機関の長に対して、評点の内容について説明を求めることができるものとする。

2. 発注機関の長は、前項の説明を求められた場合は、発注機関における工事成績評定評価委員会での意見をもとに、申出者に対して30日以内に工事成績評定説明請求回答書（様式7）により回答するものとする。

（再説明請求の提出）

第11条 前条第2項で回答を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定再説明請求書（様式8）により会計管理者に対して、評点の内容について再説明を求めることができるものとする。

2. 会計管理者は、前項の規定により再説明を求められた場合は、福井県工事成績

評定評価委員会での意見をもとに、申出者に対して30日以内に工事成績評定再説明請求回答書（様式9）により回答するものとする。

（評定の修正）

第12条 工事検査課長または発注機関の長は、第9条第2項の通知をした後、当該評定を修正する必要があるときは、工事検査課長と発注機関の長が協議のうえ、修正しなければならない。

2. 前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

（工事成績表の送付）

第13条 工事検査課長は、四半期毎に、工事成績表（様式10）を作成し、工事関係機関の長へ送付するものとする。なお、総評点が34点以下の工事については不良工事と認め、その都度、工事関係機関の長へ送付するものとする。

（工事成績表の公表）

第14条 工事検査課長は、四半期の最終日から3か月以内に、工事成績表を「福井県工事検査規程等公表文書の閲覧に関する要領」により公表するものとする。

（工事検査カードの保存）

第15条 工事検査カードは、工事完成后5年間保存しなければならない。

附則 この要領は令和3年4月1日以降に評定を行う工事から適用する。